

国連が是正を求める日本の人権状況-
勧告の一覧

2009年10月

**Human
Rights
NOW**



はじめに

本書は、特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウが、2008年までに、国連人権機構と人権条約機関から日本に対してなされた人権状況改善の勧告を要約・編集したものです。

日本はこれまで国際社会から人権状況の改善のために、さまざまな勧告を受けていますが、未だに改善されていない勧告が少なくありません。

ヒューマンライツ・ナウは、国際人権基準に日本の人権状況を近づける改革が行われることを期待し、日本政府の検討に資するべく、国連等からの勧告の一覧を発表するものです。

本書の発表にあたり、日本政府および立法当局に対し、国際人権基準を日本において実現する誠実かつ速やかな措置を求めるとともに、司法機関に対しては、改めて、国際人権基準に従った司法判断を求めます。

同時に、日本の人権状況と国際人権状況のギャップを埋めるため、日本が未だ批准していない、主要人権条約の選択議定書の批准による、個人通報制度の応諾をすみやかに実現することを求めます。

2009年10月21日

特定非営利活動法人 ヒューマンライツ・ナウ理事長
阿 部 浩 己

www.ngo-hrn.org

Human Rights Now
特定非営利活動法人 ヒューマンライツ・ナウ

info@ngo-hrn.org

110-0015東京都台東区東上野1-20-6丸幸ビル3F

電話03-3835-2110 Fax: 03-3834-2406

ヒューマンライツ・ナウは、2006年に、国境を越えて世界、とりわけアジアの深刻な人権侵害の問題に対処するために、法律家、ジャーナリスト国連・NGO関係者などによって発足された日本発の国際人権NGOです。

本書には、以下の国連機関・人権条約機関による勧告が含まれます。

国連人権メカニズムからの勧告

- 普遍的定期審査(Universal Periodic Review、略してUPR)
国連人権理事会において、約4年ごとに全国連加盟国の人権状況を審査する制度です。(日本は2008年に審査を受けました。)
- 人権理事会特別手続(Special Procedures of the Human Rights Council):
特別手続に基づき委任を受けた者が、特別報告者、事務総長特別代表、独立専門家等と呼ばれ、各委任の内容に応じて、人権状況の調査、モニター、助言及び報告等を行います。

人権条約機関

日本は2009年7月現在、主要な9つの国際人権条約のうち、7つの条約を批准しています。これら主要な人権条約にはそれぞれ、各国が条約を以下に履行しているかをモニターする独立専門家委員会である人権条約機関を設けています。日本は、007年に批准した強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約を除き、以下の批准した人権条約体から定期審査及び勧告を受けています。

- 自由権規約委員会 Human Rights Committee (CCPR): (市民的および政治的権利に関する国際規約)
- 社会権規約委員会 Committee on Economic, Social and Cultural Rights (CESCR): (経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約)
- 人種差別撤廃委員会 Committee on the Elimination of Racial Discrimination (CERD): (あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約)
- 女性差別撤廃委員会 Committee on the Elimination of Discrimination Against Women (CEDAW): (女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)
- 拷問等禁止委員会 Committee Against Torture (CAT): (拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は、刑罰に関する条約)
- 子どもの権利委員会 Committee on the Rights of the Child (CRC): (子どもの権利条約)

勧告内容	勧告機関	内容詳細(引用)
男女差別	CEDAW 2003 362 女性	<p>委員会は、女性と男性の役割について従来の役割分担意識に基づく態度を変えるために、締約国が人権教育、男女平等についての教育等の教育システムに包括的なプログラムを策定、実施すること、また、条約についての情報や男女共同参画に対する政府の姿勢を広めることを勧告する。</p> <p>委員会は、締約国が調査や世論調査のみならず、年齢別にも行い、その結果に基づき、子育ての母親父親双方の社会的責任とする考え方を促進することを目指す取り組みを拡大することを勧告する。</p> <p>委員会は意識啓発キャンペーンが強化されること、メディアが女性のポジティブなイメージや指摘、公的領域における男女の平等な地位と責任を伝えるように奨励することを勧告する。</p>
	CEDAW 2003 370	<p>委員会は締約国が雇用機会均等法に関連するガイドラインを改正すること、労働市場における男女の事実上の機会均等の実現を促進する努力を特に条約第4条1に沿った暫定的特別措置を用いて増すことを要請する。</p> <p>委員会は、特に教育、訓練、効果的な強制メカニズム、進歩状況の体系的な監視を通じて水平的垂直的な職務分離を撤廃するための取り組みがなされることを勧告する。</p> <p>委員会は家族的責任と職業上の責任の両立を可能にする施策が強化されること、家族内の仕事の男女間での平等な分担が促進されること、家族や労働市場における女性の役割についての固定観念に基づく期待が変わることを奨励されることを勧告する。</p>
	CEDAW 2003 368	<p>委員会は、締約国が、公的活動のあらゆる分野、特にハイレベルの政策決定過程に女性が参画する権利を実現するため、なかでも条約の第4条1に基づく暫定的な特別措置の実施を通じ、政治的、公的活動における女性の参加を拡大するための更なる取り組みを行うことを勧告する。</p>
	CAT 2007 22 拷問	<p>締約国は、法執行官、特に取調官に対する教育カリキュラムに関するあらゆる素材が公にされるよう確保すべきである。さらに、裁判官や入管職員を含むあらゆる種類の法執行官は、特に、拷問、子ども及び女性の権利に焦点を当てた、自身の職務における人権の実現について定期的に訓練を受けるべきである。</p>
	CAT 2007 24 拷問	<p>委員会は、教育(第10条)と救済措置(第14条)がともに、この条約において締約国に課されている義務のさらなる違反行為を防ぐための手段であると考えている。締約国によって公式に否認が繰り返され、訴追されず、適切なリハビリテーションが提供されていないことはすべて、拷問等禁止条約において締約国に課されている、教育及びリハビリテーション措置を通じて防止することも含めて、拷問と虐待を防止するという義務に違反することにつながっている。委員会は締約国に、性及びジェンダーに基づく暴力の根本原因である差別に取り組む教育を提供し、また刑事免責を防ぐ措置を含め、被害者に対するリハビリテーション措置をとることを勧告する。</p>
	CEDAW 2007 358	<p>委員会は、条約の第1条に沿った、直接及び間接差別を含む、女性に対する差別の定義が国内法に取り込まれることを勧告する。</p> <p>委員会は条約についての、とりわけ間接差別の意味の範囲としての、特に国会議員、司法関係者、放送一般を対象とした、意識啓発のためのキャンペーンを行うことを勧告する。</p>

	UPR 2008 II 60(7)	女性を差別する全ての法律上の規定の廃止。(ポルトガル) 女性の差別に対する施策の継続、特に女性の婚姻最低年齢を男性と同じ18歳への引き上げ。(フランス)
女性の婚姻制度	CCPR 2008 11	締約国は、女性の離婚後の再婚禁止期間を削除し、男性と女性の婚姻最低年齢を統一するとの観点から、民法を改正すべきである。
	CCPR 1998 11パラグラフ	委員会は、婚姻の解消又は取消の日から6か月以内の女性の再婚の禁止及び男性と女性の婚姻年齢の相違のような、女性に対する締約国の差別的な法律が国内的法秩序に依然として残存していることに懸念を有する。委員会は、女性に対する差別を規定するすべての法律の条項は規約第2条、第3条及び第26条に適合せず、廃止されるべきことを想起する。
	CCPR 2008 12	締約国は、例えば法令による割当制を導入したり女性の参画の数値目標を見直したりする等、特別の措置を採用することによって、2005年に採択された第二次男女共同参画基本計画で定められた時間の枠内で、国会及び政府の最高位レベル及び公職における女性と男性の衡平な参画を実現するための努力を強化すべきである。
職場における女性差別の禁止	CCPR 2008 13	締約国は、(a)すべての企業に、女性にとって均等な雇用機会を確保するためのポジティブ・アクション(積極的差別是正措置)を取るよう求め、(b)労働時間の長時間化をもたらす労働基準のいかなる規制緩和も見直すこととし、(c)男性と同様女性が仕事と家庭生活のバランスを取れるようにとの観点から保育施設の数をさらに増加させ、(d)改正パートタイム労働法のもとでパートタイム労働者が均等待遇を得るための条件を緩和し、(e)職場でのセクシュアルハラスメントを刑事処罰の対象とし、(f)男女雇用機会等法のもとで禁止される間接差別の形態を、当該労働者が世帯主であるとの地位、又は、パートタイム労働者若しくは契約社員であるとの地位に基づく異なる取扱いに拡大し、間接差別を防止するための効果的な措置を取ることを含む、女性の正規職員としての雇用を促進し、性別による賃金格差を解消するための措置を取るべきである。
ジェンダー主流化	UPR 2008 II 60(26)	審査をフォローアップする過程における、ジェンダーの視点の組織的かつ継続的な組み入れ。(スロベニア)
マイノリティの女性	UPR 2008 II 60(8)	マイノリティに属する女性が直面している問題への取り組み。(ドイツ)
女性・子どもへの暴力	CEDAW 2003 362 女性	女性に対する暴力の問題に、女性に対する人権侵害として取り組むことを強化することを締約国に要請する。 特に配偶者暴力防止法を拡大し、さまざまな形態の暴力を含めること、強姦の罰則を強化すること、近親姦を個別の犯罪として刑罰法令に含めること、暴力を防止し、被害者の保護、支援、その他のサービスを提供し、犯罪を処罰するための政策を実施することを締約国に要請する。 DVを受けて、別居している外国人妻の在留許可の取り消しはその措置が当該女性に与える影響について十分に評価した後でのみなされることを勧告する。

CAT 2007 25 拷問	締約国は、ドメスティック・バイオレンス及びジェンダーに基づく暴力を含む、性暴力及び女性に対する暴力を根絶するために防止措置を導入し、また責任者の告訴を前提として、拷問あるいは虐待に関するあらゆる申し立てについて早急かつ公平な調査を実施すべきである。委員会は締約国に対し、興行ビザの利用が人身売買を促進しないよう利用を制限すること、十分に資源を配分すること、関連する刑法の適用を積極的に追求することなど、人身売買対策の強化を要請する。また締約国が、法執行官及び司法関係者が被害者の権利とニーズに敏感になることを確保するための研修を実施すること、警察に専門部署を設置して被害者のためのよりよい保護と適切なケア、とりわけ安全な住居、シェルター、心理社会的な支援へのアクセスを提供することを推奨する。締約国は、駐留外国軍によるものも含め、あらゆる被害者が司法裁判所に救済措置を申し立てできるよう措置をとらなければならない。	
CCPR 2008 360	締約国は、DV加害者に対する量刑政策を見直し、保護命令違反者を勾留して訴追し、DV被害者に対する損害賠償額を強化させる。	
UPR 2008 II 60(14)	女性及び子どもに対する暴力の影響を減らすための施策の継続。 特に法執行機関職員が人権研修を受けることの確保及び暴力被害者が回復・相談するための施設への資金の供給をすること。(カナダ)	
CCPR 2008 15	締約国は、ドメスティック・バイオレンス加害者に対する量刑政策を見直し、保護命令違反者を勾留して訴追し、ドメスティック・バイオレンス被害者に対する損害賠償額とシングルマザーに対する育児手当額を増大させ、損害賠償と子どもの扶養に対する裁判所の命令を執行し、長期的なリハビリプログラムやリハビリ施設を、国民でない者を含む特別な必要のある被害者に対する援助と同様に、強化すべきである。	
CCPR 1998 24パラグラフ	風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律の改正にも関わらず、女性の不正取引及び不正取引、奴隷類似行為の対象となった女性に対する不十分な保護は、規約第8条の下で深刻な懸念として残っている。子どもの売春及び児童ポルノに対して計画されている新規立法に関する締約国からの情報に鑑み、委員会は、そのような手段は、性的同意の下限年齢が13歳と低い場合には、18歳未満の子どもを保護しない可能性があることについて懸念を有する。委員会は、また、子どもの誘拐及び性的搾取が刑罰の対象となるという事実にも関わらず、売春の目的のために日本に外国人の子どもを連れてくることを禁止するために特定の法的条項の不存在についても懸念を有する。委員会は、状況が規約第9条、第17条及び第24条に基づく締約国の義務に従ったものとされるよう勧告する。	
強制不妊 への補償	CCPR 1998 26パラグラフ	委員会は、障害を持つ女性の強制不妊の廃止を認識する一方、法律が強制不妊の対象となった人達の補償を受ける権利を規定していないことを遺憾に思い、必要な法的措置がとられることを勧告する。
賠償及びリ ハビリテーシ ョン	CAT 2007 23	締約国は、拷問又は虐待のすべての被害者が、賠償及びリハビリテーションを含む救済の権利を十分に行使することができるよう確保するために、あらゆる必要な措置をとるべきである。締約国は、国内においてリハビリテーション・サービスを設置するための措置をとるべきである。締約国は、委員会に対し、被害者に対して提供されたあらゆる賠償又はリハビリテーションに関する情報を提供すべきである。
捜査資料 へのアクセ ス	CCPR 1998 21	委員会は、刑事法の下で、検察には、公判において提出する予定であるものを除き捜査の過程で収集した証拠を開示する義務はなく、弁護側には手続の如何なる段階においても資料の開示を求める一般的な権利を有しないことに懸念を有する。委員会は、規約第14条3に規定された保障に従い、締約国が、防禦権を阻害しないために弁護側がすべての関係資料にアクセスすることができるよう、その法

		律と実務を確保することを勧告する。
人身保護法	CCPR 1998 19パラグラフ	委員会は、人身保護法に基づく人身保護規則第4条が、人身保護命令書を取得するための理由を(a)拘束状態に置くことについての法的権限の欠如及び(b)デュー・プロセスに対する明白な違反、に限定していることに懸念を有する。また、それは他のすべての救済措置を尽くしたことを要求している。委員会は、同規則第4条が、拘束の正当性に対抗するための救済措置としての効果を損うものであり、したがって、規約第9条に適合しないと考える。委員会は、締約国が同規則第4条を廃止するとともに、人身保護請求による救済についていかなる限定や制限なしに完全に効果的なものとすることを勧告する。
取調べの可視化・弁護士の立会い・自白への懸念	CAT 16 拷問	締約国は、警察拘禁ないし代用監獄における被拘禁者の取調べが、全取調べの電子的記録及びビデオ録画、取調べ中の弁護人へのアクセス及び弁護人の取調べ立会いといった方法により体系的に監視され、かつ、記録は刑事裁判において利用可能となることを確保すべきである。加えて、締約国は、取調べ時間について、違反した場合の適切な制裁を含む厳格な規則を速やかに採用すべきである。締約国は、条約第15条に完全に合致するよう、刑事訴訟法を改正すべきである。締約国は、委員会にし、強制、拷問もしくは脅迫、あるいは長期の抑留もしくは拘禁の後になされ、証拠として許容されなかった自白の数に関する情報を提供すべきである。
	CCPR 1998 20パラグラフ	委員会は、刑事裁判における多数の有罪判決が自白に基づくものであるという事実深く懸念を有する。自白が強要により引き出される可能性を排除するために、委員会は、警察留置場すなわち代用監獄における被疑者への取調べが厳格に監視され、電気的手段により記録されるべきことを勧告する。
	CCPR 2008 19 自由	締約国は、虚偽自白を防止し、規約第14条のものと被疑者の権利を確保するとの観点から、被疑者の取調べの時間に対する厳格な時間制限や、これに従わない場合の制裁措置を規定する法律を採択し、取調べの全過程における録画機器の組織的な利用を確保し、取調べ中に弁護人が立会う権利を全被疑者に保障しなければならない。 締約国は、また、刑事捜査における警察の役割は、真実を確定することではなく、裁判のために証拠を収集することであることを認識し、被疑者による黙秘は有罪の根拠とされないことを確保し、裁判所に対して、警察における取調べ中になされた自白よりも現代的な科学的な証拠に依拠することを奨励すべきである。
	CCPR 2008 20	締約国は、以下のことを確保すべきである。 (a)刑事施設視察委員会及び留置施設視察委員会はその権限を効果的に果たすために、十分な人員配置がなされ、またすべての関連情報に完全にアクセスすることができなければならない。さらに、その委員は、刑事施設ないし留置施設の管理者によって任命されるべきではない。 (b)刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会は、十分なスタッフが保障され、その意見は法務省を拘束するものでなければならない。 (c)被留置者から提出された不服申立てを再審査する権限は、都道府県国家公安委員会から、外部の専門家からなる独立の機関に委譲されなければならない。締約国は、次の定期審査報告書の中には、受刑者及び被留置者から受けた不服申立ての件数及びその内容、違法行為をおこなった行為者に科せられた刑罰又は懲戒措置、被害者に提供された補償の内容を盛り込むべきである。

	UPR 2008 II 60(13)	警察の留置施設にいる被留置者の取調べの組織的な監視・記録、及び刑事訴訟法の、拷問等禁止条約第15条及び自由権規約第14条3項との適合性の確保、全ての関連する資料にアクセスできる被告人の権利の保障。(アルジェリア) 警察と司法機関が被疑者に自白させるために過度の圧力を加えることを避けるために、①強制された自白の危険性に対する警察の関心をひくように、一層組織的かつ集中的な取り組み、②取調べを監視する手続の見直し、③長期にわたる「代用監獄」の使用についての再検証、④拷問等禁止条約第15条に適合することを確保すべく刑事法の見直し。 (ベルギー)
	CAT 2007 16	締約国は、警察拘禁ないし代用監獄における被拘禁者の取調べが、全取調べの電子的記録及びビデオ録画、取調べ中の弁護人へのアクセス及び弁護人の取調べ立会いといった方法により体系的に監視され、かつ、記録は刑事裁判において利用可能となることを確実にすべきである。加えて、締約国は、取調べ時間について、違反した場合の適切な制裁を含む厳格な規則を速やかに採用すべきである。締約国は、条約第15条に完全に合致するよう、刑事訴訟法を改正すべきである。締約国は、委員会に対し、強制、拷問もしくは脅迫、あるいは長期の抑留もしくは拘禁の後になされ、証拠として許容されなかった自白の数に関する情報を提供すべきである。
時効	CAT 2007 12	締約国は、拷問行為の未遂、共謀及び加担を含む拷問及び虐待とされる行為が、時効にかかることなく捜査が行われ、起訴され、また処罰がなされるように、時効に関する規則及び法規定を見直し、条約上の義務に十分に従ったものとなるようにすべきである。
司法の 独立性	CAT 2007 13	締約国は、司法の独立性を強化し、特に裁判官の任期の保証を確保するために、あらゆる必要な措置をとるべきである。
昼夜間独 居処遇の 使用	CAT 2007 18	締約国は、国際的な最低基準に従って、昼夜間独居処遇が限定された期間の例外的な措置となるように現在の法制度を改正するべきである。締約国は長期にわたる昼夜間独居処遇を受けている全ての事例について、当該拘禁が条約に反すると考えられる場合には、これらの者を(この状態から)解放するという観点から、心理学的に、及び、精神医学的な評価に基づいて、組織的な(systematically)調査を行うことを検討するべきである。
事拘禁施 設における 拘禁状態	CCPR 1998 17パラグラフ	委員会は、起訴前勾留は、警察の管理下で23日間もの長期間にわたり継続し得ること、司法の管理下に迅速かつ効果的に置かれず、また、被疑者がこの23日の間、保釈される権利を与えられていないこと、取調べの時刻と時間を規律する規則がないこと、勾留されている被疑者に助言、支援する国選弁護人がないこと、刑事訴訟法第39条第3項に基づき弁護人の接見には厳しい制限があること、取調べは被疑者によって選任された弁護人の立会いなしで行われることにおいて、第9条、第10条及び第14条に規定する保障が完全に満たされていないことに深く懸念を有する。委員会は、日本の起訴前勾留制度が、規約第9条、第10条及び第14条の規定に従い、速やかに改革がされるべきことを、強く勧告する。
	CAT 2007 17	締約国は、拘禁場所における状態の向上のために、また、国際的な最低基準に従って、実効的措置をとるべきである。とくに現在の過剰収容について措置をとるべきである。締約国は、拘束具について厳格な監視を確保し、とくにそれが懲罰として用いられることを防ぐために措置をとるべきである。さらに、締約国は、適切で、独立した、かつ迅速な医療的援助がすべての被収容者にあらゆる時に施されるよう確保すべきである。締約国は、医療設備やスタッフを厚生労働省のもとにおくことを検討すべきである。

代用監獄	CCPR 1998 18パラグラフ	委員会は、代用監獄制度が、捜査を担当しない警察の部局の管理下にあるものの、分離された当局の管理下にないことに懸念を有する。これは、規約第9条及び第14条に基づく被拘禁者の権利について侵害の機会を増加させる可能性がある。委員会は、代用監獄制度が規約のすべての要請に合致されるべきとした日本の第3回報告の検討後に発せられたその勧告を再度表明する。
	CCPR 2008 自由 18	締約国は、代用監獄制度を廃止すべきであり、あるいは、規約第14条に含まれるすべての保障に完全に適合させることを確保すべきである。締約国は、すべての被疑者が取調べ過程の最中を含み弁護士と秘密に交通できる権利、逮捕されたその時から、かつ、犯罪嫌疑の性質に関わりなく法律扶助が受けられる権利、自分の事件と関連するすべての警察記録の開示を受ける権利及び医療措置を受ける権利を確保すべきである。締約国は、また、起訴前保釈制度も導入すべきである。
	CAT 2007 15 拷問	締約国は、未決拘禁が国際的な最低基準に合致するものとなるよう、速やかに効果的な措置をとるべきである。とりわけ、締約国は、未決拘禁期間中の警察留置場の使用を制限するべく、刑事被収容者処遇法を改正すべきである。優先事項として、締約国は、a) 留置担当官を捜査から排除し、また捜査担当官を被収容者の拘禁に関連する業務から排除し、捜査と拘禁(護送手続を含む)の機能の完全な分離を確実にするため、法律を改正し、b) 国際的な最低基準に適合するよう、被拘禁者を警察において拘禁できる最長期間を制限し、c) 警察拘禁中の適切な医療への速やかなアクセスを確実にすると同時に、法的援助が逮捕時点からすべての被拘禁者に利用可能なものとされ、弁護士が取調べに立ち会い、防御の準備のため起訴後は警察記録中のあらゆる関連資料にアクセスできることを確実にし、d) 都道府県警察が、2007年6月に設立される予定の留置施設視察委員会の委員には、弁護士会の推薦する弁護士を組織的に含めることを確実にするなどの手段により、警察拘禁に対する外部査察の独立性を保障し、e) 警察留置場の被留置者からの不服申立てを審査するため、公安委員会から独立した効果的な不服申立制度を確立し、f) 公判前段階における拘禁の代替措置の採用について考慮し、g) 警察留置場における防声具の使用を廃止するべきである。
	UPR 2008 II 60(13)	被拘禁者の拘禁に際して手続保障を強化するメカニズムの構築。(カナダ) 留置手続が人権法の義務に調和することを確保するため、いわゆる「代用監獄」制度の再検討、及び留置施設の外部による監視に関する拷問禁止委員会の勧告の実施。 (イギリス)
慰安婦	CCPR 2008 22 自由	締約国は、その法的責任を受け入れ、被害者の大多数に受け入れられるようなやり方で「慰安婦」制度について留保なく謝罪し、被害者の尊厳を回復し、生存中の加害者を訴追し、すべての生存被害者に対し権利の問題として十分な賠償を行うための速やかで実効的な立法的・行政的措置をとり、この問題について学生及び一般大衆を教育し、被害者の尊厳を損なったりこの事実を否定したりするいかなる企てに対しても反駁し制裁を与えるべきである。

	CEDAW 2003 362 女性	従軍慰安婦問題を最終的に解決する努力を行う。
	UPR 2008 II 60(5)	第二次世界大戦中の慰安婦問題に関する国連メカニズム(女性に対する暴力特別報告者、人種差別撤廃委員会及び女子差別撤廃委員会)からの勧告に対する誠実な対応。(韓国)
	UPR 2008 II 60(18)	北朝鮮を含む他国・地域で犯した慰安婦及び過去の暴力にきっぱりと取り組むための具体的な措置。(北朝鮮)
	女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者 2003 E/CN.4/2003/75/A dd.1,para.1043 E/CN.4/2003/75/A dd.1/Corr.1	第二次世界大戦中の従軍慰安婦に関する法的責任を未だに受けいれておらず、このような犯罪の加害者の多くは処罰されていないと報告した。
死刑制度廃止	CCPR 1998 15パラグラフ	委員会は、死刑を科すことのできる犯罪の数が、日本の第3回報告の検討の際に代表団から述べられたように削減されていないことについて厳に懸念を有する。委員会は、規約の文言が死刑の廃止を指向するものであり、死刑を廃止していない締約国は最も重大な犯罪についてのみそれを適用しなければならないということ、再度想起する。委員会は、日本が死刑の廃止に向けた措置を講ずること、及び、それまでの間その刑罰は、規約第6条2に従い、最も重大な犯罪に限定されるべきことを勧告する。
	CAT 2007 19	締約国は、死刑確定者の拘禁状態が国際的な最低基準に合致するものとなるよう、改善のためのあらゆる必要な手段をとるべきである。
	CCPR 2008 16 自由	締約国は、世論調査の結果にかかわらず、死刑の廃止を前向きに検討し、必要に応じて、国民に対し死刑廃止が望ましいことを知らせるべきである。当面の間、規約第6条第2項にしたがい、死刑は最も深刻な犯罪に厳格に限定されるべきである。締約国は、死刑確定者の処遇、高齢者ないし精神障がい者の執行に関し、より人道的なアプローチをとるよう考慮すべきである。締約国は、死刑執行に自ら備える機会がないことにより被る精神的苦痛を軽減するとの観点から、死刑確定者及びその家族に、予定されている死刑執行の日時について適切な余裕をもって合理的な事前の告知が与えられることもまた確保すべきである。恩赦、減刑及び執行延期は、死刑を科された者にとって真に利用可能なものとされるべきである。

	UPR 2008 II 60(12)	<ul style="list-style-type: none"> ・死刑執行停止と死刑廃止を目的とした死刑執行の早急な見直し。(イギリス) ・国連総会で採択された決議に従って、死刑廃止を目的として死刑を執行せず、死刑の執行停止を再度適用すること。(ルクセンブルグ) ・死刑廃止を目的とした死刑執行停止の導入。(ポルトガル) ・死刑執行停止の正式な導入を優先事項として検討。(アルバニア) ・死刑執行停止の導入の再検討。(メキシコ) ・死刑執行停止あるいは死刑を廃止している多くの国々に加わること。(スイス) ・死刑に直面する者の権利の保障に関する国際基準の尊重、死刑執行の漸進的制限、死刑が課される犯罪数の減少、死刑廃止を目的とした死刑執行停止の導入。(イタリア) ・凶悪犯罪の刑罰に仮釈放のない終身刑を追加する可能性及び死刑の廃止の検討。(オランダ) ・日本における死刑廃止に関する他国のこれまでの発言の支持。(トルコ)
死刑執行数	CCPR 2008 17	締約国は、死刑判決に対する(上訴審における)再審査を義務的とするシステムを導入し、再審請求や恩赦の出願による執行停止効を確保すべきである。執行停止の濫用を防止するため、恩赦の出願の回数には制限が設けられてもよい。締約国は、また、死刑確定者と再審に関する弁護士との間のすべての面会の厳格な秘密性を確保すべきである。
死刑囚の扱い	CCPR 1998 16パラグラフ	委員会は、死刑確定者の拘禁状態について、引き続き深刻な懸念を有する。特に、委員会は、面会及び通信の不当な制限並びに死刑確定者の家族及び弁護士に執行の通知を行わないことは、規約に適合しないと認める。委員会は、死刑確定者の拘禁状態が、規約第7条、第10条1に従い、人道的なものとされることを勧告する。
	CCPR 2008 21	締約国は、死刑確定者を単独室拘禁とする規則を緩和し、単独室拘禁は限定された期間の例外的措置にとどめることを確保し、保護室への収容には期間の上限を設けると共に事前に身体及び精神面の診察を行い、また、明確な基準ないし不服申立ての機会もないまま一定の受刑者を「収容区画」に隔離する実務を廃止すべきである。
	超法規的、略式或は恣意的な処刑に関する特別報告者 2004 E/CN.4/2005/7/Add.1, para.375.	死刑確定者及びその家族に、予定されている死刑執行の日時について適切な余裕をもって合理的な事前の告知なしの死刑執行に関して懸念を示す。
人身取引	CCPR 2008 23 自由	締約国は、人身取引被害者を見つけ出すための努力を強化し、締約国の領域内への、または領域を経由しての人身取引のデータを体系的に収集することを確保し、人身取引関連犯罪の加害者に対する量刑政策を見直し、被害者に保護を提供する民間シェルターを支援し、通訳、医療、カウンセリング、未払い賃金や損害賠償を請求するための法的支援、リハビリの長期的支援、すべての人身取引被害者の法的地位の安定化を確保することによって被害者支援を強化すべきである。

	CCPR 1998 パラグラフ なし	女性の不正取引、奴隷類似行為の対象となった女性に対する保護、日本に外国人の子どもをつれてくることを禁止するために特定の法的条項の不存在を改善を、締約国の義務に従ってなされることを勧告する。
	UPR 2008 II 60(15)	特に女性と子どもに対する人身取引に対処するための努力の継続。(カナダ)
難民	CCPR 1998 14パラグラフ	委員会は、収容の厳しい条件、手錠の使用及び隔離室での収容を含む、出入国管理手続中に収容されている者に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントに関する申立てについて懸念を有する。入国者収容所の被収容者は、6ヶ月間まで、また、いくつかの事例においては2年間もそこに収容される可能性がある。委員会は、締約国が収容所の状況について再調査し、必要な場合には、その状況を規約第7条及び第9条に合致させるための措置をとることを勧告する。
	CCPR 2008 25 自由	締約国は、拷問その他の虐待の危険がある国への難民申請者の送還を明文で禁止することを視野に入れた出入国及び難民認定法の改正を検討し、全ての難民申請者に対し、弁護士、法律扶助、通訳のほか、手続の全期間にわたる適当な国庫による社会保障あるいは雇用へのアクセスを確保すべきである。締約国はまた、法務大臣によって「テロリスト容疑者」とみなされた難民申請者も利用しうる完全に独立した不服申立審査機構を設置すべきであり、行政手続の終了後難民申請者がその難民不認定の決定に対する裁判を提起しうる前に直ちに強制送還されないことを確保すべきである。
	CAT 2007 14 拷問	締約国は、移民の収容と送還に関連する全ての措置と運用は、条約第3条に十分に適合するように保障するべきである。特に締約国は、送還された場合、拷問の対象となる危険にさらされると信ずる十分な根拠がある国ぐにへの送還を明確に禁止し、難民該当性を再審査する独立した機関を設置すべきである。締約国は難民申請及び送還手続きにおける適正手続き(due process)を保障するべきである。締約国は入国管理収容施設における処遇に関する不服申立てを審査する独立した機関を遅滞なく設置すべきである。締約国は、特に弱い立場にある人々が送還を待つ間の収容期間に上限を設置し、書面による送還命令発付以後の収容の必要性に関連する情報を公開すべきである。
	CERD 2001 19	インドシナ難民だけでなく、全ての難民に、財政的支援、政府の援助による日本語学校コースへのアクセスを可能とする措置をとることを勧告する。すべての難民に、相当生活水準と医療についての権利を確保するように勧告する。
	UPR 2008 II 60(20)	庇護決定を再検討するための手続を拷問等禁止条約及びその他の関連する人権条約と調和させること、及び必要とする移住者への国による法的援助の提供。(アルジェリア)
	UPR 2008 II 60(21)	入国者収容所を調査する国際的な監視員の受け入れ。(アメリカ)
	UPR 2008 II 60(22)	庇護申請を再検討するための独立機関の設立。(スロバキア)

	UPR 2008 II 60(23)	不法な状況にあると疑われる移住者を省庁のウェブサイトにて匿名で通報することを一般市民に求めるために設立された制度の廃止。(グアテマラ)
ノン・ルフールマンの原則	CAT 2007 14 拷問	締約国は、移民の収容と送還に関連する全ての措置と運用は、条約第3条に十分に適合するように保障するべきである。特に締約国は、送還された場合、拷問の対象となる危険にさらされると信ずる十分な根拠がある国々への送還を明確に禁止し、難民該当性を再審査する独立した機関を設置すべきである。締約国は難民申請及び送還手続きにおける適正手続き(due process)保障するべきである。締約国は入国管理収容施設における処遇に関する不服申立てを審査する独立した機関を遅滞なく設置すべきである。締約国は、特に弱い立場にある人々が送還を待つ間の収容期間に上限を設置し、書面による送還令発付以後の収容の必要性に関連する情報を公開すべきである。
アイヌ民族	CCPR 2008 32	締約国は、アイヌ民族と琉球民族を国内法で先住民と明確に認め、彼らの継承文化や伝統的生活様式を保護、保存及び促進する特別な措置を講じ、彼らの土地についての権利を認めるべきである。締約国はまた、アイヌ民族や琉球民族の子ども達に彼らの言語によってあるいは彼らの言語について、また彼らの文化について教育を受ける適切な機会を提供し、正規の教育課程にアイヌ民族と琉球民族の文化と歴史の教育を組み込むべきである。
	CERD 2001	アイヌの権利をさらに促進するための措置を講ずることを勧告する。
	UPR 2008 II 60(19)	特にアイヌの人々の土地及びその他の権利の再検討と、それらの権利と「先住民の権利に関する国際連合宣言」との調和。(アルジェリア)「先住民の権利に関する国際連合宣言」を履行するために、先住民と対話を開始する方法の模索。(グアテマラ)
	先住民の状況に関する特別報告者 1997 A/HRC/6/15/Add.3 , paras. 7 and 15.	多数の判決がアイヌ民族の権利を国際先住権基準に基づいて認めているにもかかわらず、1997年のアイヌ文化振興法は、公式にアイヌ民族を先住民と見なしていない。
在日韓国・朝鮮人	UPR 2008 II 60(9)	在日韓国・朝鮮人に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための措置。(北朝鮮)
	CERD 2001 14	委員会は、韓国・朝鮮人、主に子ども、学生を対象とした暴力行為に係る報告及びこの点に関する当局の不十分な対応に対し懸念を有するものであり、政府に対し、当該行為を防止し、これに対処するためのより毅然たる措置をとることを勧告する。
	CCPR 2008 31	締約国は、国庫補助金の増額並びに他の私立学校への寄付と同様の財政上の優遇措置を朝鮮学校への寄付に適用することによって朝鮮学校に対する適切な財政的支援を確保すべきであり、また朝鮮学校卒業生に大学受験資格を認めるべきである。

	CERD 2001 19	日本国籍を申請しようとする韓国・朝鮮人が自分の氏名を日本語名に変更することを求められるいかなる行政的又は法的要件もはや存在しないことに留意するが、委員会は、伝えられるところによれば、当局が引き続き申請者に氏名を変更するよう求めており、また、韓国・朝鮮人は差別を恐れそのようにせざるを得ないと感じていることに懸念を表明する。個人の氏名は文化的・民族的アイデンティティの基本的な要素であることを考慮しつつ、委員会は、締約国に対し、このような慣行を防止するために必要な措置をとるよう勧告する。
性的マイノリティ	UPR 2008 II 60(11)	性的指向及び性同一性に基づく差別を撤廃するための措置。(カナダ)
精神障害を持つ個人	CAT 2007 26	締約国は公立及び私立精神病院における拘禁手続きについて、実効的かつ徹底した司法コントロールを確保するために必要なあらゆる措置を採るべきである。
部落問題	CERD 2001 23	締約国に対し、次回の報告に、(i) 1997年の人権擁護施策推進法及び人権擁護推進審議会の任務及び権限、(ii) 1997年のアイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律、(iii) 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律及び同法律が2002年に終了した後、部落民に対する差別を撤廃するために考えられている戦略、の影響に関する更なる情報を提供するよう求める。
	CCPR 1998 10パラグラフ	同和問題に関し、委員会は、教育、所得、効果的救済制度に関し部落の人々(Buraku minority)に対する差別が続いている事実を締約国が認めていることを認識する。委員会は、締約国がこのような差別を終結させるための措置をとることを勧告する。
外国人研修制度	CCPR 2008 24	締約国は、法律上の最低賃金や社会保障を含む最低限度の労働基準について、外国人研修生・技能実習生に対する国内法上の保護を拡大し、かかる研修生や実習生を搾取する使用者に適当な制裁を課し、研修生・実習生の権利を適切に保護し、低賃金労働力確保よりも能力向上に焦点をあてる新しい制度に現行制度を改めることを検討すべきである。
子どもの権利	CCPR 2008 27	締約国は、子どもの正常な発達を保護し子ども虐待を防止するため、男児及び女児の性的同意年齢を現在の13歳から引き上げるべきである。
	CCPR 2008 28	締約国は、国籍法3条、民法900条4項及び出生届においてその子が「嫡出子」であるか否かを記載しなければならない旨規定する戸籍法49条2項1号(※訳注:原文では49条1項1号とあるが、2項の誤りであると思われる。)も含めて、婚外子を差別するすべての条項を、法律から削除すべきである。
	CCPR 1998 7パラグラフ	委員会は、特に国籍、戸籍及び相続権に関し、婚外子に対する差別について引き続き懸念を有する。委員会は、規約第26条に従い、すべての子どもは平等の保護を与えられるという立場を再確認し、締約国が民法第900条第4項を含む、法律の改正のために必要な措置をとることを勧告する。
	UPR 2008 II 60(16)	常居所から不正に連れさられたり、又は戻ることを妨げられている子供の早期帰還を確保するためのメカニズムの構築。(カナダ)

	UPR 2008 II 60(17)	あらゆる形態の子どもへの体罰の明示的な禁止、積極的かつ非暴力な形態のしつけの促進。(イタリア)
外国人 登録法	CCPR 1998 12パラグラフ	委員会は、日本の第3回報告の検討終了時に、外国人永住者が、登録証明書を常時携帯しないことを犯罪とし、刑事罰を科す外国人登録法は、規約第26条に適合しないと最終見解を示した意見を再度表明する。委員会は、そのような差別的な法律は廃止されるべきであると再度勧告する。
外国人 再入国	CCPR 1998 13パラグラフ	出入国管理及び難民認定法第26条は、再入国許可を得て出国した外国人のみが在留資格を喪失することなく日本に戻ることを許可され、そのような許可の付与は完全に法務大臣の裁量であることを規定している。この法律に基づき、第2世代、第3世代の日本への永住者、日本に生活基盤のある外国人は、出国及び再入国の権利を剥奪される可能性がある。委員会は、この規定は、規約第12条2及び4に適合しないと考える。委員会は、締約国に対し、「自国」という文言は、「自らの国籍国」とは同義ではないということに注意喚起する。委員会は、従って、締約国に対し、日本で出生した韓国・朝鮮出身の人々のような永住者に関して、出国前に再入国の許可を得る必要性をその法律から除去することを強く要請する。
外国人 入国者収容 所	移民の人権に 関する特別報 告者 2005 E/CN.4/2006/73/A dd.1, para 130.	入国収容所に収容されている外国籍の者に対して、多くの場合彼らの権利が十分知らされ得ておらず、弁護士への即時のアクセスや母語でのアドバイスを十分に受けられていない。また、子どもや病気の者を含め最長15ヶ月にも及ぶ長期間の収容の危険性を懸念する。
	現代的形態の 人種差別、外 国人嫌悪及び 関連した不寛 容に関する特 別報告者 2006 E/CN.4/2006/16/A dd.2, para. 81	法務省入国管理局がそのウェブサイトで、国民に対して違法移民の疑いのある者を匿名で報告するように促していることは、人種差別及び外国人権の煽動であり、本質的に外国人の犯罪者扱いに基づくもので、外国人に対する疑いと拒絶という風潮を煽るものであるため、即座に削除されるべきであると勧告した。
	現代的形態の 人種差別、外 国人嫌悪及び 関連した不寛 容に関する特 別報告者 2006 E/CN.4/2006/16/A dd.2, paras, 69, 70, 71 and 72	政府が日本社会における人種差別及び外国人嫌悪の存在を公式に認識し、緊急に人種差別、差別及び外国人嫌悪に対する国内法を制定するように勧告した。この法律は、あらゆる形態、特に雇用、住宅及び結婚における人種差別を罰し、補償を含む被害者の効果的な救済及び保護へのアクセスの保障し、嫌悪や民族的優越に基づき人種差別を煽動或は促進する全ての団体及びプロパガンダを違法化するものであるべきだと勧告した。また、人種差別及び外国人嫌悪によって影響を受けるのは、以下の3つの集団であると結論づけた。①マイノリティの国民(部落民、アイヌ民族及び沖縄の人々)②日本の旧植民地出身者の子孫(韓国・朝鮮系及び中国系)③その他のアジア諸国及びそれ以外の国からの外国人及び移民。さらに、人種差別及び外国人嫌悪は、(1)社会的及び経済的(雇用、住宅、結婚、年金、医療及び教育)(2)政治的(政府及び議会における不可視性)(3)文化的及び歴史的な形で存在すると言及した。同報告書の中で、特にマイノリティの歴史や近隣諸国との関係がより良く反映されるように歴史教科書を改訂するように勧告した。

	CERD 2001 14	委員会は、韓国・朝鮮人、主に子ども、学生を対象とした暴力行為に係る報告及びこの点に関する当局の不十分な対応に対し懸念を有するものであり、政府に対し、当該行為を防止し、これに対処するためのより毅然たる措置をとることを勧告する。
	CERD 2001 15	在日の外国国籍の子どもに関し、委員会は小学及び中学教育が義務的でないことに留意する。委員会は、更に、「日本における初等教育の目的は、日本人をコミュニティのメンバーたるべく教育することにあるため、外国の子どもに対し当該教育を受けることを強制することは不適切である。」との締約国の立場に留意する。委員会は、強制が、統合の目的を達成するために全く不適切であるとの主張に同意する。しかしながら、本条約第3条及び第5条(e)(v)との関連で、委員会は、本件に関し異なった取扱いの基準が人種隔離並びに教育、訓練及び雇用についての権利の享受が不平等なものとなることに繋がり得るものであることを懸念する。締約国に対し、本条約第5条(e)に定める諸権利が、人種、皮膚の色、民族的又は種族的出身について区別なく保障されることを確保するよう勧告する。
	CCPR 1998 8パラグラフ	委員会は、朝鮮人学校の不認定を含む、日本国民ではない在日韓国・朝鮮人マイノリティに対する差別の事例に懸念を有する。委員会は、第27条に関する委員会の一般的な性格を有する意見23(1994年)が、第27条による保護は国民に限定されないと述べていることについて、締約国の注意を喚起する。
	CERD 2001 16	委員会は、韓国・朝鮮人マイノリティに対する差別に懸念を有する。韓国・朝鮮人学校を含む外国人学校のマイノリティの学生が日本の大学へ入学するに際しての制度上の障害の幾つかを除去するための努力は払われているが、委員会は、特に、韓国語での学習が認められていないこと及び在日韓国・朝鮮人学生が高等教育へのアクセスについて不平等な取扱いを受けていることに懸念を有している。締約国に対し、韓国・朝鮮人を含むマイノリティに対する差別的取扱いを撤廃するために適切な措置をとることを勧告する。また、日本の公立学校においてマイノリティの言語での教育へのアクセスを確保するよう勧告する。
「合理的な差別」概念の撤廃	CCPR 1998 6パラグラフ	委員会は、客観的な基準を欠き、規約第26条に抵触する、「合理的な差別」の概念の曖昧さに懸念を有する。委員会は、この概念を擁護するため締約国により主張された議論は、第3回報告の検討の際に主張され、委員会が受け入れられないと判断したものと同様であることを認める。
人権条約・議定書の批准	UPR 2008 II 60(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の条約の批准又は批准の検討 ①自由権規約第一選択議定書及び第二選択議定書(アルバニア) ②拷問等禁止条約選択議定書(イギリス、アルバニア、メキシコ、ブラジル) ③女子差別撤廃条約選択議定書(ポルトガル、アルバニア、メキシコ、ブラジル) ④移住労働者権利条約(ペルー) ⑤障害者権利条約(メキシコ) ⑥強制失踪条約(アルバニア) ⑦国際的な子の奪取の民事面に関する1980年ハーグ条約(カナダ、オランダ) ・自由権規約第二選択議定書への署名(ポルトガル)
第一選択議定書の批准	CCPR 2008 8	締約国は、委員会の一貫した法解釈として、これは、上訴審としての第四審ではなく、国内裁判所が行う事実や証拠の評価、国内法の解釈適用に関する再審査は原則的に行わないとしていることを考慮し、第一選択議定書の批准を検討すべきである。

表現の自由の確保	CCPR 2008 26	締約国は、規約第19条及び25条のもとで保障されている政治活動やその他の活動を警察、検察及び裁判所が過度に制限することを防止するため、その法律から、表現の自由及び政治に参与する権利に対するあらゆる不合理な制限を撤廃すべきである。
公共の福祉	CCPR 2008 10	締約国は、「公共の福祉」の概念を定義し、かつ、規約が保障する権利に対する「公共の福祉」を理由とするいかなる制限も、規約のもとで許容される制限を超えてはならないことを明記する法律を制定すべきである。
	CCPR 1998 3パラグラフ	委員会は、「公共の福祉」に基づき規約上の権利に付し得る制限に対する懸念を再度表明する。この概念は、曖昧、無制限で、規約上可能な範囲を超えた制限を可能とし得る。前回の見解に引き続いて、委員会は、再度、締約国に対し、国内法を規約に合致させるよう強く勧告する。
国家賠償法	CERD 2001 20	委員会は、国家賠償法が本条約第6条に反し、相互主義に基づいてのみ救済を提供することに懸念を有する。
あらゆる差別	UPR 2008 II 60(6)	<ul style="list-style-type: none"> ・平等と非差別の原則に適応するべく国内法の改正。(スロベニア) ・あらゆる形態の差別を定義し、禁止する法律の制定の検討。(ブラジル) ・刑法に差別の定義を導入することの検討。(グアテマラ) ・人種差別、差別及び外国人嫌悪に対する国内法の早急な導入。(イラン)
人種差別	CERD 2001 10	委員会は、本条約に関連する締約国の法律の規定が、憲法第14条のみであることを懸念する。本条約が自動執行力を持っていないという事実を考慮すれば、委員会は、特に本条約第4条及び第5条に適合するような、人種差別を非合法化する特定の法律を制定することが必要であると信じる。
	CERD 2001 12	人種差別の禁止全般について、委員会は、人種差別それのみでは刑法上明示的かつ十分に処罰されないことを更に懸念する。委員会は、締約国に対し、人種差別の処罰化と、権限のある国の裁判所及び他の国家機関による、人種差別的行為からの効果的な保護と救済へのアクセスを確保すべく、本条約の規定を国内法秩序において完全に実施することを考慮するよう勧告する。
	CERD 2001 15	締約国に対し、本条約第5条(e)に定める諸権利が、人種、皮膚の色、民族的又は種族的出身について区別なく保障されることを確保するよう勧告する。
人種差別の定義	CERD 2001 8	本条約第1条に定める人種差別の定義の解釈については、委員会は、締約国とは反対に、「世系 (descent)」の語はそれ独自の意味を持っており、人種や種族的又は民族的出身と混同されるべきではないと考えている。したがって、委員会は、締約国に対し、部落民を含む全ての集団について、差別から保護されること、本条約第5条に定める市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的権利が、完全に享受されることを確保するよう勧告する。

拷問の定義	CAT 2007 10	締約国は、適当な刑罰を科する特別な犯罪として拷問を性格づけるあらゆる構成要素を含めることによって、条約1条に包含される拷問の定義を国内法に含めるべきである。
歴史認識	UPR 2008 II 60(10)	・日本における歴史の歪曲が継続していることは、過去の侵害行為に取り組むことへの拒否と再発の危険性を示すものであると懸念を表明し、現代的形態の人種差別に関する特別報告者も要求しているように、このような状況に取り組むための措置を直ちに講じること。(北朝鮮)
拉致問題	朝鮮民主主義人民共和国の人権状況に関する特別報告者 2007 A/HRC/4/15, para. 51	特に1970年代の日本国民の拉致は、同特別報告者の委任における主要な懸念である。
国内人権機関の設置	UPR 2008 II 60(2)	・可及的速やかにパリ原則に沿った人権機構を設立すべきとの要請(特に自由権規約委員会及び子どもの権利条約委員会からの要請)の実施。(アルジェリア) ・パリ原則に沿った国内人権機構を設立するために必要な法律をまとめること。(カナダ) ・国内人権機構の設立。(メキシコ) ・パリ原則に沿った国内機構を設立するための努力の継続。(カタール)
	UPR 2008 II 60(3)	・人権侵害の申立てを調査するための独立した機構の設立。(イラン)
	CCPR 2008 9	締約国は、パリ原則(国連総会決議48/134・附属書)に則り、締約国によって承認されたすべての国際人権基準をカバーする広範な権限と、公権力による人権侵害の申立てを審査し、かつ、活動する権限を有する独立した国内人権機関を政府の外に設立し、同機関に対して十分な経済的・人的資源を割り当てるべきである。
	CAT 2007 21	締約国は、警察留置場または刑事拘禁施設の双方における被収容者からの拷問等の申立てすべてについて、迅速、公正で、かつ実効的な調査を行う独立メカニズムを設置すべきである。締約国は、被収容者が不服申立ての権利を充分に行使できるように確保するために、拷問等行為についての時効の撤廃、不服申立てをするための法的援助の利用の確保、証人に対する脅迫からの保護措置の設置、及び賠償請求の権利を制限するあらゆる規定の見直しなどを含む、あらゆる必要な措置をとるべきである。締約国は、法執行官によって行われたことが疑われる拷問等に関する申立てについて、犯罪種別、エスニシティ、年齢、性別ごとの詳細な統計データを、また、関連する調査、起訴、刑罰、または懲戒処分についての詳細な統計データを提供すべきである。

	CCPR 1998 4パラグラフ	委員会は、人権侵害を調査し、不服に対し救済を与えるための制度的仕組みを欠いていることに懸念を有する。当局が権力を濫用せず、実務において個人の権利を尊重することを確保するために効果的な制度的仕組みが要請される。委員会は、人権擁護委員(訳注:原文ではCivil Liberties Commission)は、法務省の監督下にあり、また、その権限は勧告を発することに限定されていることから、そのような仕組みには当たらないと考える。委員会は、締約国に対し、人権侵害の申立てに対する調査のための独立した仕組みを設立することを強く勧告する。
	CCPR 1998 5パラグラフ	委員会は、調査及び救済のため警察及び出入国管理当局による不適正な処遇に対する申立てを行うことができる独立した当局が存在しないことに懸念を有する。委員会はそのような独立した機関又は当局が締約国により遅滞なく設置されることを勧告する。
法曹教育	CAT 2007 22 拷問	締約国は、法執行官、特に取調官に対する教育カリキュラムに関するあらゆる素材が公にされるよう確保すべきである。さらに、裁判官や入管職員を含むあらゆる種類の法執行官は、特に、拷問、子ども及び女性の権利に焦点を当てた、自身の職務における人権の実現について定期的に訓練を受けるべきである。
	CCPR 2008 7	締約国は、規約の適用と解釈が、裁判官、検察官及び弁護士のための専門的教育の一部に組み込まれること及び規約に関する情報が下級審も含めすべてのレベルの司法機関に普及されることを確保すべきである。
	CCPR 1998 27パラグラフ	委員会は、裁判官、検察官及び行政官に対し、規約上の人権についての教育が何ら用意されていないことに懸念を有する。委員会は、かかる教育が得られるようにすることを強く勧告する。裁判官を規約の規定に習熟させるための司法上の研究会及びセミナーが開催されるべきである。委員会の一般的な性格を有する意見及び選択議定書に基づく通報に関する委員会の見解は、裁判官に提供されるべきである。
強かんについての教育	CCPR 2008 14	締約国は、刑法177条の強かんの定義の範囲を拡大して、近親相かん、現実の性交渉以外の性的虐待が男性に対する強かんと共に重大な刑事犯罪であると考えられるように確保し、攻撃に対して抵抗したことを立証しなければならないという被害者の負担を取り除き、強かん及びその他の性暴力犯罪を職権で訴追すべきである。締約国はまた、裁判官、検察官、警察官及び刑務官に対する、性暴力についてのジェンダーに配慮した義務的研修を導入すべきである。
条約の国内適用	CAT 2007 11	締約国は、裁判所による条約の直接適用を確保するためにとられた措置及びその具体的事例に関する情報を委員会に提供すべきである。締約国は、戦時の条約適用に関する報を提供すべきである。
判例公開要求	CERD 2001 21	委員会は、締約国に対し、今後の報告書の中で、特に、裁判所による適切な補償の提供を含めた本条約の違反に特に関係している判例について報告することを要請する。
特別手続への対応	UPR 2008 II 60(4)	・人権理事会の特別手続に対する恒常的な招待の表明。(カナダ、ブラジル)

対外援助の 拡大	UPR 2008 II 60(24)	社会的、経済的な発展が必要な国々に対する財政的援助の提供の継続、及びミレニアム開発目標8に規定されている発展の権利の実現に向けた国際努力に対する支援の拡大。(バングラデシュ)
相互主義批 判	CERD 2001 20	委員会は、国家賠償法が本条約第6条に反し、相互主義に基づいてのみ救済を提供することに懸念を有する。
経験の共有	UPR 2008 II 60(25)	インターネット上の人権侵害における人権の保護に関する日本の経験の他の国との共有。(ポーランド)
市民社会 の関与	UPR 2008 II 60(26)	UPRプロセスのフォローアップにおいて、国レベルでの市民社会の十分な関与。(イギリス)